

# 1号（新2号）と 2号・3号認定 について

利用提供する日・時間と利用料に違いがあります

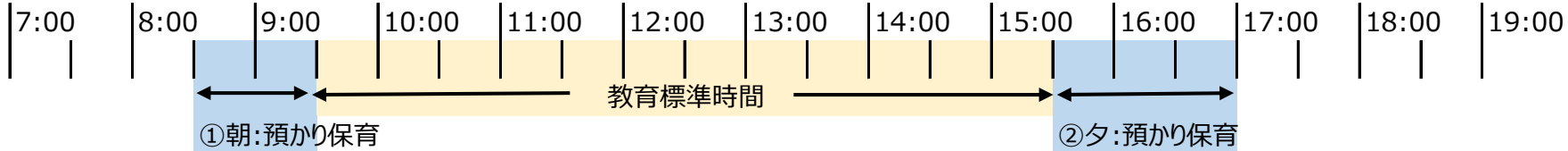
休業日： 日曜日・土曜日・祝日  
 年末・年始（12月28日～1月4日）  
 夏季（8月10日～17日） / 春季（3月30日～31日）

## ◆ 1号(新2号)認定 (教育標準時間認定)

月 ~ 金

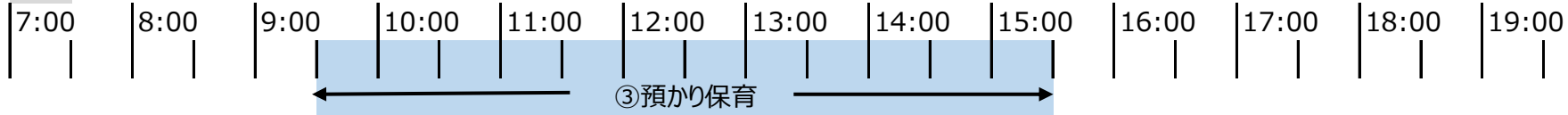
①②③ともに30分200円

※ ①②の両方を同じ日に利用した場合でも料金は通算しないものとする



土

※ 土曜日は給食費(おやつを含む)200円を加算



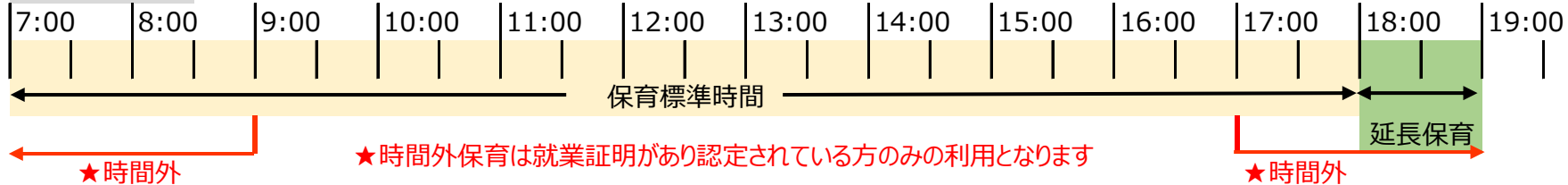
## ◆ 2号・3号認定 (保育認定)

休業日： 日曜日・祝日  
 年末・年始（12月29日～1月3日）

<保育標準時間> 延長保育 1回当たり300円、1ヶ月当たり 3000円

※ 19時以降はペナルティ料を徴収します

月 ~ 土



<保育短時間> ①②ともに最初の1時間300円、以降30分毎に300円を加算

※ 19時以降はペナルティ料を徴収します

月 ~ 土

※ ①②の両方を同じ日に利用した場合でも料金は通算しないものとする 上限900円/日とする

